別添３

費　用　負　担

１　院内検査室で行う検体検査に必要な費用負担は、次のとおりとする。

（１）病院が負担するもの

・土地・建物及びこれに附随する費用
・実験台等建物に固定される物、または移動困難となる備品
・空調設備、電源設備、給排水設備に関する費用
　ただし、業者変更に伴う検査室構築時に上記費用が必要となった場合は、乙が費用を負担するものとする。
・上下水道、光熱費
・乙が設置する電話設備以外の電話設備に要する費用
・検査室の清掃費用
・検査に関する医療用廃棄物及び有害物質の処理費用
・採血管及び採尿容器

（２）受託業者が負担するもの

・仕様書に記載された委託業務に必要な業務従事者
・乙が設置する検査機器、設備等及び保守管理費・修繕費
・乙が設置する検査機器の甲のシステムへの接続経費
・検査機器の更新費用（甲所有機器貸与も含む）
・検査に係る試薬、診療材料及び消耗品
・乙が設置する業務に必要な通信回路の開設工事等の導入費及び通信費用
・検査に必要とする帳票類（検査依頼、報告書ほか）
・業務遂行に必要な事務用消耗品、業務用被服等
・乙の都合によるレイアウトの変更により発生する費用
・乙に所属する職員についてのワクチン接種等、衛生管理に要する経費
・精度管理費用

２　この項目に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。